

## 諮 問 書

25福保健食第2111号  
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条  
第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成26年2月14日

東京都知事 舛添 要一

### 記

#### 1 諮問事項

東京都食品安全推進計画の改定について

#### 2 諮問理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成22年2月に東京都食品安全推進計画を改定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、平成27年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮問する。